◎佐賀県条例第39号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例 佐賀県警察の組織に関する条例(昭和29年佐賀県条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(警務部の所掌事務)	(警務部の所掌事務)
第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。	第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) \sim (21) 略	$(1) \sim (21)$ 略
	(22) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律
	第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。
(22) · (23) 略	(23) · (24) 略

附則

この条例は、平成28年11月30日から施行する。